## 【表紙】

【提出書類】臨時報告書【提出先】関東財務局長【提出日】2021年4月1日

【会社名】三菱HCキャピタル株式会社【英訳名】Mitsubishi HC Capital Inc.

【電話番号】 03(6865)3064

【事務連絡者氏名】理事 ガバナンス統括部長 一松 哲夫【最寄りの連絡場所】東京都千代田区丸の内一丁目5番1号

【電話番号】 03(6865)3064

【事務連絡者氏名】 理事 ガバナンス統括部長 一松 哲夫

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社名古屋証券取引所

(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

三菱HCキャピタル株式会社名古屋オフィス (名古屋市中区丸の内三丁目22番24号) 三菱HCキャピタル株式会社大宮支店 (さいたま市大宮区桜木町一丁目11番地3) 三菱HCキャピタル株式会社横浜支店 (横浜市西区北幸一丁目11番5号)

三菱HCキャピタル株式会社大阪オフィス (大阪市中央区伏見町四丁目1番1号) 三菱HCキャピタル株式会社神戸支店

(神戸市中央区明石町48番地)

## 1【提出理由】

2021年4月1日付で、当社(旧商号:三菱UFJリース株式会社)は、当社を吸収合併存続会社、日立キャピタル株式会社(以下、日立キャピタル)を吸収合併消滅会社とする吸収合併(以下、本合併)を通じた経営統合を行いました。本合併に伴い、当社の主要株主の異動が生じましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該異動に係る主要株主の名称

主要株主となるもの 株式会社日立製作所

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	- 個	- %
異動後	1,990,621個	13.87%

- (注)1. 異動後の「総株主等の議決権に対する割合」は、2020年12月31日現在の発行済株式総数(895,834,160株)から議決権を有しない株式数(4,854,660株)及び2021年3月31日時点における日立キャピタルが保有する当社株式数(26,678,000株)を控除した総株主の議決権の数(8,643,015個)に、日立キャピタルの2020年12月31日時点での普通株式発行済株式総数(124,826,552株)及び自己株式数(7,941,027株)並びに2021年3月31日時点における当社が保有する日立キャピタルの普通株式(4,909,340株)を前提として算出された本合併により日立キャピタルの株主に対して交付される新株式(571,078,543株)に係る議決権の数(5,710,785個)を加えた議決権の数(14,353,800個)を基準としております。なお、当社の株主又は日立キャピタルの株主から株式買取請求権の行使がなされるなどにより、基準となる議決権の数は変動することとなります。
  - 2. 総株主等の議決権に対する割合は、小数点第3位を四捨五入しております。
- (3) 当該異動の年月日

2021年4月1日

(4) 本報告書提出日現在の資本金の額及び発行済株式総数

資本金の額 33,196百万円

発行済株式総数 普通株式 1,466,912,703株 (2020年12月31日現在)

以 上